

令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務を委託するに際し、委託候補事業者の能力、意欲、資質等を適正かつ公平に評価するために実施する公募型プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとします。

(委託業務)

第2条 委託業務の範囲は、別添「令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託仕様書」のとおりとします。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる事項の全てを満たす者とします。

- (1) 安曇野市の入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、第7条第7号による手続きを行い参加資格が認められた時はこの限りでない。
- (2) 安曇野市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) メタバース空間構築に関する業務に精通し、活動の実績があること。

(業務委託期間)

第4条 業務委託期間は、契約の締結日から令和6年3月31日までとします。

(委託金額の上限等)

第5条 委託料の上限金額は、8,998,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

2 委託料は業務完了後に一括で支払います。

(今後の日程)

第6条 業務開始までの今後の日程は、概ね次のとおりです。

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| (1) 公告 | 令和5年7月12日（水） |
| (2) 参加申込書受付開始 | 令和5年7月12日（水） |
| (3) 質問書受付期限 | 令和5年7月24日（月）午後5時まで |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和5年7月27日（木）まで |
| (5) 参加申込書等受付期間 | 令和5年8月1日（火）午後5時まで |
| (6) 一次審査（書類審査） | 令和5年8月上旬（予定） |
| (7) 一時審査結果通知 | 令和5年8月中旬（予定） |
| (8) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和5年9月上旬（予定） |
| (9) 二次審査結果通知 | 令和5年9月中旬（予定） |
| (10) 委託契約締結 | 令和5年10月上旬（予定） |
| (11) 業務打合せ | 契約締結後、受託者と協議の上決定します。
1日程度の予定です。 |

(参加申込書等の提出)

第7条 参加事業者は、参加申込書等を次のとおり市長に提出してください。

(1) 提出期限 令和5年8月1日(火)午後5時まで ※必着

(2) 提出場所 安曇野市商工観光スポーツ部観光課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 3階 2番窓口

(3) 提出方法 郵送(書留郵便)又は直接持参してください。

(4) 提出書類 参加申込書(様式第1号)・・・1部
企画提案届出書(様式第3号)・・・1部
企画提案書(様式第4号)・・・8部
作業スケジュールがわかる書類(任意様式)・・・8部
提案見積書(様式第5号)・・・8部
会社概要がわかる書類(パンフレット可)・・・8部
過去に作成したメタバース構築実績がわかる書類(任意様式)・・・8部

(5) 企画提案書の作成方法

ア 表紙も含めA4用紙10枚程度でまとめて提出してください。

イ 目次及びページ番号を付けて、ホチキス等で2点留めしてください。

ウ 企画提案書には、見積金額を記載しないでください。

(6) 提案見積書の作成方法

企画提案書とは別に封かんし、提出してください。

(7) 入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類

第4号の提出書類に加え、下記の書類を提出してください。

ア 登記事項証明書(利益事項全部証明書)・・・1部(写し可・参加申込書提出日から90日以内に発行されたものに限る。)

イ 印鑑証明書・・・1部(写し可・参加申込書提出日から90日以内に発行されたものに限る。)

ウ 使用印鑑届・・・1部(上記イ印鑑証明書により届出されている印を契約等に使用する場合は提出不要)

(8) プロポーザルに必要な書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とします。

(9) 企画提案書及び提案見積書(以下「提案書等」という。)の提出は、1参加事業者につき1件とします。

(10) 企画提案書で提案された内容については、委託後に実施できるものとします。

(11) 提案書等は、提出後の訂正、差替えなどを認めません。また、提出後の資料等の追加も認めません。

(12) 提出された提案書等は、返却しません。

(13) 提出された提案書等は、参加事業者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成します。

(質問の受付等)

第8条 参加事業者は、提案書等の作成に関し、質問書(様式第2号)を提出することができます。

2 質問書は、令和5年7月24日(月)午後5時までに、電子メールで提出してください。

3 市長は、提出された質問に対して電子メールにより、全ての参加事業者に回答します。

(プロポーザルの途中辞退)

第9条 参加事業者は、参加辞退届（様式第6号）を市長に提出することにより、参加を辞退することができます。なお、一度参加辞退届を提出した後は、参加できません。

（審査委員会）

第10条 提案書等の審査を行うため、令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（一次審査）

第11条 委員会は、別に定める評価基準等を参考に、提出された提案書等の書類審査を行い、優秀な5者程度の提案書等を選定します。

2 市長は、前項により選定された提案書等の提出者に対して、一次審査により選定された旨を通知するとともに、選定されなかった者に対して、その理由を付して通知します。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないものとします。

（二次審査）

第12条 委員会は、前条により選定された者が提出する提案書等の内容聴取等を行い、委員会において最も多くの委員が1位と評価した参加事業者を委託候補事業者として選定します。1位が同数の場合は、その参加事業者の中で審査委員が2位を最も多く付けた参加事業者を委託候補事業者として選定します。以下、同様に順位を決定します。

2 市長は、決定した委託候補事業者に対して、委託候補事業者選定結果通知書により決定した旨を通知します。

3 市長は、決定されなかった者に対して、その理由を付して通知します。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないものとします。

（失格）

第13条 市長は、参加事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることがあります。

（1）提案書等の作成に関して不正行為又は虚偽の記載が認められた場合

（2）業務委託契約締結前に入札参加停止の措置を受けた場合

（委託契約）

第14条 市長は、委託候補事業者と契約内容等について協議を行い、この業務を確実に実施できると確認した場合には、業務委託契約を締結します。

2 市長は、委託候補事業者が委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、選定結果が次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行います。この場合でも、既に委託候補事業者が負担した費用等の補償は、一切行いません。

（プロポーザルに係る費用）

第15条 このプロポーザルに要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

（その他）

第16条 参加事業者が1事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定を実施します。

問合せ先・提出先

長野県安曇野市

商工観光スポーツ部観光課観光促進担当

住所 〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電話 0263-71-2000（代） F A X 0263-72-1340

メール kankokoryu@city.azumino.nagano.jp

担当：丸山 一良・赤羽 勇輝